

## 品確法に基づく発注関係事務の適切な実施に向けた取り組み



### ■平成 28 年度の主な取り組み

- ・静岡市着手日選択制度を6月から試行
- ・土木工事の設計変更ガイドラインを11月に改正
- ・建築工事の設計変更ガイドラインを策定  
(平成 29 年度運用開始)

### 1 目的

公共工事を取り巻く現状は、建設業就業者の高齢化や、若年就業者が減少している状況であり、中長期的なインフラの品質確保を図ることを目的に、平成 26 年に品確法\*が改正され、発注者の実施すべき事項が運用指針に定められました。

運用指針等に基づく発注関係事務の適切な実施により、適正な利潤の確保や、ダンピング防止等の取り組みをとおして、担い手の中長期的な育成及び確保の促進と、現在のみならず将来に向けた公共工事の品質確保を図っていきます。 ※公共工事の品質確保の促進に関する法律

### 2 運用指針による発注者の実施事項と取り組み状況

実施事項		本市の取り組み状況
必ず実施すべき事項	予定価格の適切な設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労務、資材等は毎月最新の単価に更新</li> <li>・最新の積算基準を適用して積算</li> </ul>
	歩切りの根絶 歩切り…適正な積算による設計金額の一部を控除すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩切りは行わない</li> </ul>
	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低入札価格調査制度は平成 12 年から導入、最低制限価格制度は昭和 57 年から導入しており、ダンピング受注の防止に努めている</li> </ul>
	適切な設計変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木工事の設計変更ガイドラインを平成 28 年 11 月に改正、適切な設計変更を実施 ※H28 の設計変更実施率は 89%</li> <li>・建築工事の設計変更ガイドラインは平成 29 年度から運用開始予定</li> </ul>
	発注者間の連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例年開催される中部ブロックの発注機関による協議会に参加、運用指針の自己評価を実施 (自己評価結果は中部地整 HP で公表済)</li> </ul>
実施に努める事項	工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価落札方式を平成 24 年度より本格運用</li> </ul>
	発注や施工時期の平準化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡市着手日選択制度を平成 28 年 6 月 1 日より試行</li> </ul>
	見積りの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格の設定に当たり必要に応じて見積り徴取実施</li> </ul>
	受発注者の情報共有、協議の迅速化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事一時中止や施工条件不一致による協議の手続きを定めた各ガイドラインを策定し協議の迅速化に努めている</li> </ul>
	完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>※現時点で取組みなし</li> </ul>